



# すまいのひろば

2022年(令和4年) 4月号



JKK東京



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

## 令和4年度住宅使用料等の支払いスケジュール

住宅使用料等の納期限は月末です。ただし、末日が金融機関の休業日の場合は、翌月の最初の営業日となります。

住宅使用料	納期限(引落し日)	住宅使用料	納期限(引落し日)
令和4年4月分	5月 2日(月)	令和4年10月分	10月31日(月)
5月分	5月31日(火)	11月分	11月30日(水)
6月分	6月30日(木)	12月分	1月 4日(水)
7月分	8月 1日(月)	令和5年 1月分	1月31日(火)
8月分	8月31日(水)	2月分	2月28日(火)
9月分	9月30日(金)	3月分	3月31日(金)

### 1 口座振替をご利用の方へ

口座振替をご利用の方に、住宅使用料等の振替予定金額と振替金融機関をお知らせする「住宅使用料等納入通知書兼口座振替案内書」を4月末日までにお送りします。

年度の途中で減免が終了する方の案内書には、直近の減免期間終了後の住宅使用料欄に減免の継続手続きをしない場合の金額を表示していますのでご注意ください。

なお、地域特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅にお住まいの方には、すでに昨年12月にお送りしています。

残高不足で引落しができないことがないように、引落し日の前日までに振替口座へ入金してください。

また、引落し状況を確認するために、通帳への記帳を定期的に行うことをお勧めします。引落しができなかった場合には、翌月20日頃に納付書を郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください。

もくじ	● 令和4年度住宅使用料等の支払いスケジュール.....	12
	● 収入超過者について～都営住宅の明渡し努力義務があります～.....	3
	● 生活ルールを守りましょう.....	4
	● ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ.....	5
	● 巡回管理人の定期訪問の希望調査を行います.....	5
	● 地震に備えたエレベーターの安全知識.....	6
	● 使用料減免申請は、郵送による手続きをご利用ください.....	7
	● 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターからのお知らせ .....	7
	● あたらしいJKK東京、はじまります .....	8

4月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落し日)は、5月2日(月)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

## 2 納入通知書をご利用の方へ

令和4年度の「住宅使用料等納入通知書」の発送日は、毎月20日頃です。使用料は納期限までにお支払いください。

- ①納入通知書を紛失された場合は、再発行しますので、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号①）にご連絡ください。
- ②視覚障害者の方には、納入通知書を送付する封筒への点字表示が可能です。ご希望の方は、JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号①）にご連絡ください。納入通知書に記載されている内容については、ご家族、介助者等の方が視覚障害者の方へお伝えください。

## 簡単・便利・確実な口座振替・自動払込をご利用ください！

### 口座振替・自動払込のメリット

#### らくらく

当月分を月末\*に  
指定口座から自動振替

#### あんしん

金融機関に並ぶ必要なし  
支払い忘れの心配も不要



\*金融機関休日の場合は翌営業日

### お手続きは簡単！3ステップ

#### ステップ1

#### 住宅使用料及び共益費(住宅政策本部)口座振替(自動払込)依頼書をもらう

JKK東京 お客さまセンター（8ページの電話番号①）にご連絡いただければ  
ご自宅へお送りします。なお、公社の窓口センターでもお受け取りいただけます。

#### ステップ2

#### 必要事項を記入し届出印を押印

口座振替を利用したい口座の情報や名義人番号などの情報を記入し、届出印を  
押印してください。

#### ステップ3

#### 金融機関へご提出

口座振替を利用したい口座のある金融機関窓口へ直接ご提出ください。

原則として、月の前半までに手続きをしていただくとその翌月から、後半の手続きになりますと翌々月から引落しになります。

万が一、引落しができなかった場合は、翌月に納付書をお送りしますので、その納付書を各金融機関の窓口にお持ちになり、お支払いください。

# 収入超過者について ～都営住宅の明渡し努力義務があります～

都営住宅は、住宅に困っている収入の少ない方のためのセーフティネットとして、低廉な家賃で賃貸する公共住宅です。

都営住宅は、真に住宅に困窮する方に公平かつ適正に供給する必要があります。このため、公営住宅法や東京都営住宅条例では、収入超過者に対して、都営住宅の明渡し努力義務を定めています。

都営住宅に入居を希望しながら入居できない多くの方々のためにも、収入超過者は、都営住宅の明渡しに努めていただくようお願いします。

なお、収入超過者には「収入超過についてのお知らせ」を5月中旬頃にお送りする予定です。

## 収入超過者についてのQ & A

### Q 収入超過者とは、どのような人ですか？

A 都営住宅に3年以上入居している方で、入居収入基準を超えた方です。  
入居収入基準は認定所得月額15万8千円ですが、高齢者世帯や障害者世帯等については、基準が緩和され、認定所得月額21万4千円となります。

### Q 認定所得月額とは、何ですか？

A 毎年7月7日までに提出していただく「収入報告書」に基づいて認定する所得月額をいい、都営住宅の使用料を決定する基礎となるもので、以下の計算式により算出されます。

なお、ご自身の認定所得月額は、2月にお送りした「令和4年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」にてご確認いただけます。

$$\frac{\text{世帯全体の合計所得金額} - (\text{38万円} \times \text{名義人を除く家族人数}) - \text{特別控除}^{※1※2}}{12\text{か月}}$$

※1 紦与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に係る措置を含みます。(最大10万円)

※2 特別控除：名義人または同居者の「住民税課税(非課税)証明書」等において、以下の項目に該当することが確認できる場合は、認定所得月額の計算の際に控除が受けられます。

特定扶養(25万円)、老人扶養(10万円)、障害者(27万円)、特別障害者(40万円)、寡婦(27万円)、ひとり親(35万円)

●寡婦、ひとり親は、本人の所得額から控除されます。本人の所得額が控除額未満の場合は、その額を控除します。

●年齢16歳～18歳の方を扶養しており、「住民税課税(非課税)証明書」に「一般扶養」の表示がある方は、公営住宅法上の特定扶養控除が受けられます。

### Q 収入超過者になると使用料がどのようになりますか？

A 収入超過者になってからの期間に応じて毎年、割増率が上がっていき、最終的には近傍同種の住宅(近隣の民間賃貸住宅)の家賃並みの使用料となります。

# 生活ルールを守りましょう

都営住宅等は共同住宅であり、日常生活の様々なことについて約束事や取り決めがあります。それらを守っていただくことが、団地にお住まいのみなさん一人ひとりの快適な生活につながります。

## ◎ 共益費の支払いは、みんなの義務です

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、エレベーターや廊下灯の電気料などはみんなで負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。

自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払いの義務があります。自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。

※自治会等からの申込みを受けて、共用部分の管理のうち一部を東京都が実施している団地においては、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として東京都が徴収します。

## ◎ 犬、猫、鳥等の飼育は、固くお断りしています

入居時にご説明しているとおり、他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥等の動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、粪尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いのです。

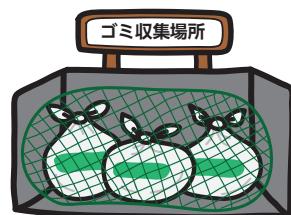
お断りしている犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてください。



## ◎ 菜園(花壇)耕作は禁止しています

都営住宅等はみんなの居住の場であるとともに、都民共有の財産です。そのため、団地の広場や庭などを、個人や自治会が勝手に使用することはできません。

禁止している菜園(花壇などを含む)耕作をしている場合は、速やかに中止し、原状に戻してください。



## ◎ ごみは所定の場所に決められた日に出すようにしましょう

ごみは、ごみ置場または所定の場所に決められた日に出すようにして、収集日以外に出すことは絶対に行わないでください。収集日、収集方法等詳しいことは、所轄の清掃事務所等の指示に従ってください。

## ◎ 共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、近隣に配慮し、火の取扱いに注意しましょう

共用廊下・階段・バルコニーでの喫煙は、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑や受動喫煙にもつながります。

また、タバコの火の不始末による火災が多く発生しています。タバコの火を確実に始末しないと、洗濯物やふとんなどに燃え移る可能性があり大変危険です。

近隣の方への配慮を心がけ、吸殻の処分にも十分注意しましょう。

# ご自身で浴槽・風呂釜を設置している方へ ～東京都の負担による浴槽・風呂釜の取替え～

東京都では、居住者のみなさんがご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜について、東京都の費用負担で新しいものに順次取り替えています。ただし、ご自身で設置した浴槽・風呂釜は自己負担で撤去・処分していただきます。

取替えの対象は、「①故障して困っている居住者の方」又は「②東京都が選定する住棟の居住者の方」となります。

なお、浴槽・風呂釜を取り替えた場合は、住宅使用料（家賃）を改定します。（※1）

※1 住宅使用料（家賃）の改定の目安：月額500円～3,000円程度の増額

- ・増額する金額は世帯の収入区分に応じて異なります。
- ・正式な金額については、浴槽・風呂釜の取替え後に通知書によりお知らせします。

## ① 故障して困っている居住者の方

ご自身の費用で設置した浴槽・風呂釜が故障して使用できない場合、浴槽・風呂釜の取替えを行います。

申込方法、申込要件、時期等の詳細は、「すまいのひろば（7月号）」でお知らせします。

## ② 東京都が選定する住棟の居住者の方

東京都で対象となる住棟を選定（※2）し、計画的に浴槽・風呂釜の取替えを行います。

※2 昭和50年代に建てられた住棟及び耐震改修済みの昭和40年代に建てられた住棟の中から選定します。

選定した住棟のみなさんには、公社から順次ご連絡します。

### ■浴槽・風呂釜等の取替工事についてのお問い合わせ先

8ページ「JKK東京 お客様センター」の電話番号❷まで

# 巡回管理人の定期訪問の希望調査を行います

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず、訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度、定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

このたび、令和4年4月から令和5年3月にかけて、新規の定期訪問の希望調査を行います。

## 対象となる世帯

令和4年3月以前に入居し、現在、定期訪問の対象になっていない、80歳以上の方のみの世帯。

## 希望調査の方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、当面の間、直接の訪問は控え、玄関ポストへの「質問はがき」の投函又は電話でのご連絡とさせていただきますのでご協力をお願いします。



# 地震に備えた エレベーターの安全知識

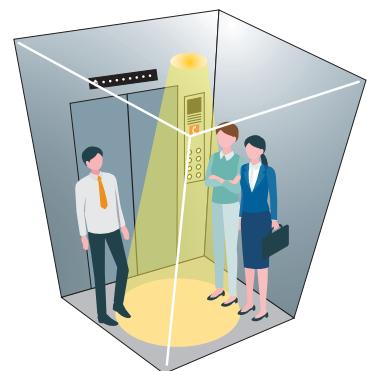
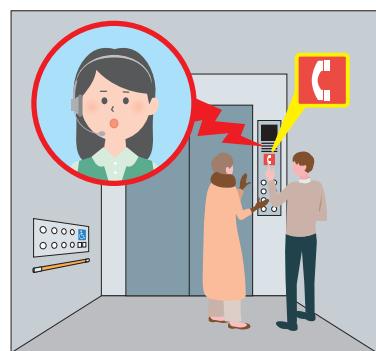
## 危険！避難にはエレベーターを利用しないで！

- ◆地震直後にエレベーターが動いていても、余震・停電・故障・建物損傷などで緊急停止し、閉じ込められるおそれがあります。



## エレベーター利用中に地震に遭遇したら・・・

- ◆エレベーターは、地震を感知すると最寄階で自動的に停止する安全装置が付いていますが、揺れを感じたら、まず、ご自身で行先階ボタンを「すべて」押してください。  
最初に停止した階で降り、階段などを利用して避難してください。
- ◆もしもエレベーター内に閉じ込められた場合、無理に脱出すると大変危険です。インターホンで通報し、救出をお待ちください。インターホンは、非常呼びボタンを「約5秒以上押し続ける」と外部と通話できます
- ◆エレベーターは、地震で停電が発生しても、非常照明が点灯し真っ暗になることはありません。落ち着いて外部と連絡を取り救出をお待ちください。



## エレベーターの復旧に関するご理解とご協力のお願い

- ◆おおむね震度4以上の地震の場合は、お住まいのみなさんからご連絡を頂かなくても、エレベーター保守管理会社が順次、復旧対応いたします。
- ◆地震等で多くのエレベーターが停止した場合は、復旧に「大幅な時間を要す」ことも予測されます。
- ◆エレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物や、病院などの災害弱者の利用する建物などが優先されます。  
また、大規模地震の場合、複数台設置されている建物におきましては「1棟に対し1台の復旧」が原則となるため、全てのエレベーターが復旧するには時間が必要なことがあります。
- ◆お住まいのみなさんには、ご不便とご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力を願いいたします。



# 使用料減免申請は、郵送による手続きをご利用ください

使用料減免申請や世帯員変更届など一部の手続きは、窓口センターにお越しにならなくても、郵送で行うことができます。

4月下旬は、窓口センターが混雑することが予想されます。5月開始の使用料減免申請は早めにお手続きください。

**新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、郵送による手続きの積極的なご利用をお願いします。**

## ■公社ホームページ 都営住宅の各種手続きのご案内

<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/sinsei.html>



## 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンターからのお知らせ

### あんしん居住制度 のご案内

高齢者の一人暮らし等における不安をお持ちの方に対応するため、以下のサービスを行っています。

パンフレットもありますので、詳細は、下記「東京都防災・建築まちづくりセンター」へお問い合わせください。



#### A 見守りサービス (1年更新)

年間利用料 49,100 円 + 手数料

「生活リズムセンター」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により24時間安否を見守ります。

#### B 葬儀の実施 (5年更新)

預かり金 314,200 円 + 手数料

亡くなった連絡を受けて火葬（直葬）を手続きも含め行います。  
(納骨堂・慰靈堂の利用もできます。)

#### C 残存家財の片付け (5年更新)

預かり金（賃貸） 157,000 円 + 手数料

亡くなった連絡を受けて住宅内家財（貴重品除く）の片付けを行います。

※これらのサービスは単独でも、それぞれのサービスを組み合わせてもご利用できます。

B 葬儀の実施

C 残存家財の片付け

※5年更新時は手数料のみかかります。預り金は継続します。

※BC月払型（年齢制限等条件あり）もあります。

## ■あんしん居住制度についてのお問い合わせ先

 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター ☎03-5989-1784

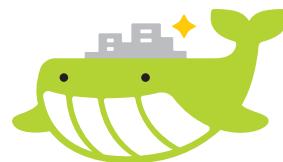
<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp>



# あたらしいJKK東京、はじまります

JKK東京（東京都住宅供給公社）は、住まいを通じて、都民の暮らしを支え、社会に貢献することを最も大切な使命として、先駆的な取組にも果敢に挑戦し、東京の未来を創造することを理念の一つとしています。

当社が目指す姿勢や思いを込め、令和4年4月1日にロゴとキャラクターをリニューアルしました。  
「すまいのひろば」やみなさんのお手元に届く郵便物の封筒などの記載を順次変更していきます。  
お間違えないようご注意ください。



◆新ロゴマーク

ロゴマークは、右上から左下に向かって「窓から部屋へ差し込む太陽の光」を表し、「誠実で、やさしく、あたたかいサービスを届けるJKK 東京」を象徴しています。

「ひとと、くらしをあたかく。」には、JKK 東京が住まう「ひと」によりそいながら、そのひとの「くらし」と一緒にあたたかしていく姿勢を表現しています。

◆新キャラクター プロフィール

「ユトジラ」は、背中にJKK 東京が考える理想のまちをのせたクジラの妖精。

ふわふわ浮きながら住民たちを優しく見守っている。

姿を見たひとは自然とあたたかい気持ちになる不思議な存在で、住民から愛されている。

趣味は緑に紛れてお昼寝をすること。



ツイッターで、JKK 東京の最新情報、キャンペーン・イベント情報等をお知らせしています。

【公式】JKK 東京（東京都住宅供給公社） @JKKTOKYO\_info



「すまいのひろば」5月号は、ゴールデンウイーク中の発行となるため、みなさんのお手元に届くのが例月よりも遅くなります。ご了承ください。

## ☆お問い合わせは、JKK東京 お客様センターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

① 各種お手続き

使用料のお支払い  
住まい方のご相談

ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが  
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、  
居住者の安否に関わる緊急のご連絡は  
24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが  
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



ナビダイヤル  
とは

固定電話からおかけの場合、市内通話料金で通話できます（公衆電話を除く）。  
携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- すべての電話番号で通話料がかかります。
- お客様センターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- 「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

ホームページ  
のご案内

東京都住宅政策本部

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都住宅供給公社

<https://www.to-kousya.or.jp/>



「すまいのひろば」外國語版はこち  
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。  
SAVE THE GREEN EARTH!